

(その1)

## 令和5年分 収支報告書

(ふりがな) /さいとうまさみこうえんかい/

1 政治団体の名称 斎藤正美後援会

2 主たる事務所の所在地 石巻市蛇田字新丸井戸39-1  
(株)石巻設計センター内

3 代表者の氏名 井上 誠一

4 会計責任者の氏名 斎藤 浩喜

## 事務担当者

※収支報告書の内容に関する問い合わせに応じられる方の氏名等を記入してください。

(氏名) 斎藤 浩喜

(電話) 0225-22-1800

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	党部
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	/
<input checked="" type="checkbox"/> 無	/
公職の種類 (現職・候補者の別)	( )
資金管理団体の届出をした者の氏名	
住所	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類 (現職・候補者の別)	( )
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	( )
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	( )

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

(注) ※本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その13)、(その17)、(その20)の5枚のみ必要となります。

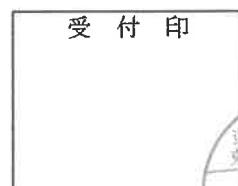
※国会議員関係政治団体が平成21年分の収支報告書を提出する場合には、右側の「国会議員関係政治団体の区分、公職の候補者等の氏名」等の欄を記入願います。

※「資金管理団体の指定の期間」は年間を通して資金管理団体に指定されていた場合は、記入は不要です。

※この欄は、記入不要です。

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	照合	修正
こ	060327	05050570		上	さよ	

受付印



(その2)

## 収支の状況

## 1 収支の総括表

収入総額 -----	248,678 円
(前年からの繰越額) -----	48,678
(本年の収入額) -----	200,000
支出総額 -----	200,075
翌年への繰越額 -----	48,603

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額 -----	0 円
員数 -----	0 人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	200,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	200,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	200,000	

(その7)

## ＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞

※イ 公職の候補者等は、その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで、自身の後援

団体(ただし、資金管理団体を除く。)への寄附が禁止されていること。

※口 その他の政治団体(支部も含む。)は、法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

(その7)

該当団体のみ

\*寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

## (7) 寄附の内訳

寄附者の区分選択 (該当する区分を選択)

個人  法人・その他の団体  政治団体

※1 同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は、個別に記載すること。

ただし、租税特別措置法の規定の適用(課税上の優遇措置)を受ける場合には、年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお、同一の者から寄附を複数回受けている場合には、最初にその会計類を記載(小計欄の「口にチェック」)、次の行から年月日順に内訳を記載すること。

※2 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(特定寄附)には、氏名の前に<sup>寄附</sup>と記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考欄」に「遺贈」と記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考 (本部又は支部に対して供与した交付金)
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	20,000	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	93,911	
小 計	113,911	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エまでの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	86,164	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	86,164	
合 計	200,075	

(その15)

(その17)

## 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無		備考		
資産等の項目別区分		有	無	
ア 土	地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建	物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 錢	信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 働	証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資	に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※各項目別区分の「有無」について、□にチェックをしてください。有にチェックした場合は、(その18)に項目別区分ごとに記載してください。

(その20)

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6年 3月 27日

政治団体の名称

斎藤正美後援会

会計責任者の氏名

斎藤浩喜

代表者の氏名

（解散時のみ記入すること）

※解散等の場合は、会計責任者と代表者の記名押印又は署名が必要です。（解散時以外は、代表者の記名押印又は署名の必要はありません。）  
なお、「監査意見書」は、「政党の本部」、「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体」は、不要です。